

生活文化スポーツ局消費生活総合センター会計年度任用職員募集要項

項 目	内 容
職名	東京都消費生活相談員（主任）
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、 <u>期間を定めた任用であり、令和 8 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	東京都消費生活総合センター相談課 （新宿区神楽河岸 1 - 1 セントラルプラザ 16 階） ※組織改正により変更となる場合があります。
職務内容	消費生活相談業務（消費生活に関する助言・あつせんその他の相談関連業務）、専門相談グループリーダーとしての管理及び指導業務、区市町村支援業務 等
採用予定人員	2 名
応募資格・ 求められる能力	1 職務の遂行に必要な知識及び技能を有し、採用予定日現在で次に掲げる(1)及び(2)の要件を満たすこと。 (1) 次に掲げる資格のうち、そのいずれかを有する方 ア 消費生活相談員（国家資格） イ 独立行政法人国民生活センターが認定した「消費生活専門相談員」 ウ 一般財団法人日本産業協会が認定した「消費生活アドバイザー」 エ 一般財団法人日本消費者協会が認定した「消費生活コンサルタント」 (2) 東京都消費生活総合センターにおける消費生活相談員としての業務経験年数が、採用予定日現在で通算 3 年以上の方 2 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること。
勤務日数	月 16 日（土曜日出勤あり。日曜日及び祝日の勤務は原則としてなし）
勤務時間	9 時から 17 時 45 分まで ※その他、常勤職員の対応に準じたオフピーク通勤等への協力を依頼する場合があります。 ※業務の必要上やむを得ない場合、所要時間を超える勤務を命じる場合があります。
休憩時間	通常（休憩時間）12 時 00 分から 13 時 00 分まで 昼休み当番（休憩時間）13 時 00 分から 14 時 00 分まで 又は 11 時 00 分から 12 時 00 分まで
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業

	※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	月額 311,800円（令和6年度の額であり、改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限55,000円/月） ※ 原則として毎月15日支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等の加入有（一定の要件を満たす場合）
応募方法等	1 提出書類 (1) 会計年度任用職員申込書（別紙1枚目） (2) 会計年度任用職員選考用課題に係る作文（別紙2枚目） ※各様式は、ホームページ「東京暮らしWEB」からダウンロード可能です。 https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/center/etc/index.html 2 申込期限 令和7年2月14日（金曜日）午後5時必着 3 提出方法 郵送、持参又はメールにより以下「応募・問い合わせ先」宛てに提出 【留意事項】 (1)電話番号は、日中も含めて確実に連絡が取れる番号を記載してください。 (2)住所は、現住所（送付された通知を確実に確認できる住所）を記載してください。 (3)メールで提出する場合、件名の頭に「【採用選考応募】職名」の記載を必ず入れてください。 (4)応募書類は返却しませんので、予め御了承ください。
選考方法	1 第一次選考 申込書及び作文による書類選考 2 第二次選考 面接（消費生活相談に関する専門知識及び人物についての個別面接）
選考実施日程	1 第一次選考 第一次選考の結果は、令和7年2月19日（水曜日）頃に発送予定です。合格者には、併せて電話連絡も行います。 2 第二次選考 第二次選考合格者の面接は、2月26日（水曜日）に実施予定です。第二次選考の結果については、2月28日（金曜日）頃に発送予定です。合格者には、併せて電話連絡も行います。 なお、選考結果等に関する問い合わせには、一切応じられませんので、予め御了承ください。
問い合わせ・申込先	〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ16階 東京都消費生活総合センター 活動推進課管理担当 電話 03(3235)1151（直通） メールアドレス S1121901@section.metro.tokyo.jp ※個人情報のため、メールの送り間違えのないよう十分お気を付けてください。

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。